

# 若年者への消費者教育の推進

成年年齢の引下げを見据え(※)、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また自立した消費者の育成のため、**若年者への実践的な消費者教育の推進**は喫緊の課題

※成年年齢を引き下げる民法の改正は、平成30年6月13日可決、同月20日公布(令和4年4月施行予定)

佐々木さやか君

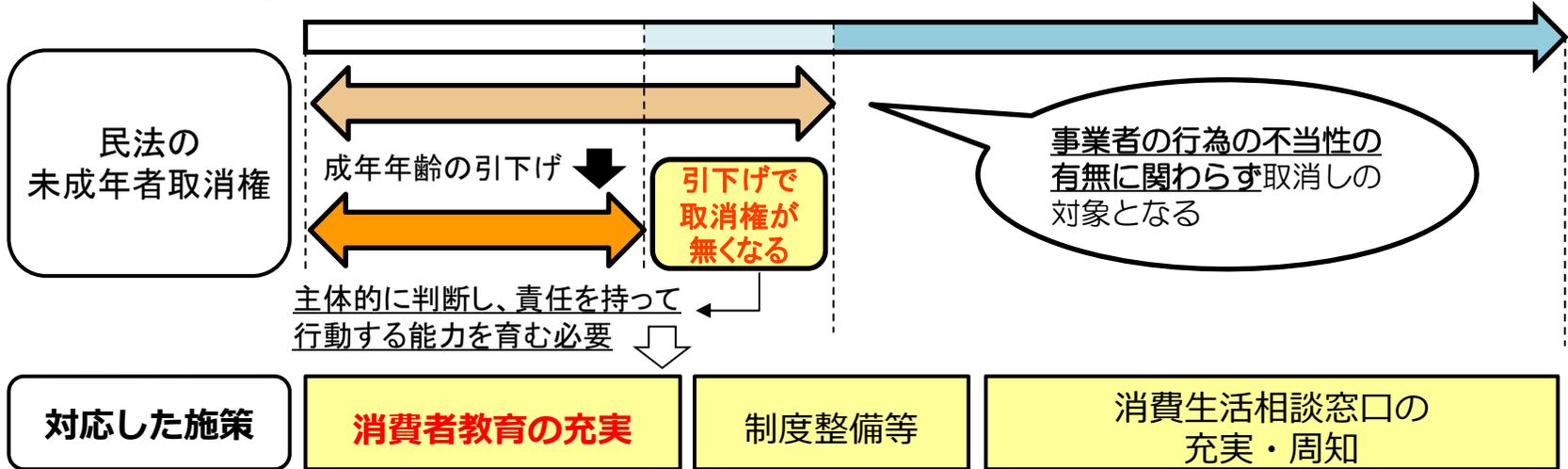
(平成30年3月5日参議院・予算委員会)

この成年年齢の引下げに当たっては、若者がその年齢でしっかりと自立するという、それだけの環境整備、これが重要だと思っております。(中略)学生の皆さんとか若い皆さんとお話をしても、もう本当に自分が社会に出て大丈夫だろうか、こういう不安を抱いている方もいらっしゃる、こういう印象を他方で私は受けております。例えば消費者被害とか、そういったことも心配をされるわけでありましてけれども、**消費者教育を充実**をしたり、**いろいろな制度の整備も必要**だろうと思っております。

内閣総理大臣(安倍晋三君)

成年年齢の引下げに係る民法改正法案に関しては、現在、今国会への提出を目指し、所要の手続を進めているところであります。政府としても、委員御指摘の**消費者被害を防止する施策など**、**成年年齢の引下げに向けた環境整備**については、**改正法案の成立後も引き続き政府一体となって取り組む必要があるものと認識**をしています。

(消費者の年齢) 18歳 20歳



「消費者教育の推進に関する基本的な方針」

(平成30年3月20日 変更の閣議決定)

「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」

(平成30年2月20日 若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定)

社会経済情勢等を踏まえて重点的に取り組むことが求められる喫緊の課題として、若年者への消費者教育を「当面の重点事項」に位置付け

関係省庁(消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁)が緊密に連携し、**2018年度から2020年度までを集中強化期間**として、取組を推進